

バーゼル2(自己資本比率規制)について

1. 経緯

- ・ 1988年：バーゼル1公表
- ・ 1996年：市場リスク規制導入
- ・ 1998年：バーゼル1見直し作業を開始
- ・ 2004年：「バーゼル2最終文書」公表
(我が国においては 07年3月末より全面実施)

2. バーゼル2の概要(3つの柱)

第1の柱：最低所要自己資本比率

趣旨：分母の計算にリスクをより正確に反映

金融商品の多様化や金融技術の高度化等を踏まえ、リスク計測を精緻化し、規制上のリスク計測手法について、多様な選択肢の中から金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図るよう促す。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)}}{\text{信用リスク + 市場リスク + オペレーショナル・リスク}} \geq 8\% \quad (4\%)$$

(精緻化) (新たに追加)

対象	最低所要自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本(補完的項目)の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない取扱い等。分母の計算は国際合意と同等。

【自己資本】:

- ・ 基本的項目(Tier1): 普通株式、優先株式、内部留保 等
- ・ 補完的項目(Tier2): その他有価証券評価益の 45%相当額、土地再評価に係る差額金の 45%相当額、一般貸倒引当金、劣後債・劣後ローン、期限付優先株 等
(注1) 「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債及び期限付優先株(Lower Tier2)は、基本的項目の額の50%を限度として算入可能。
(注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの1.25% (国内基準では0.625%) が算入の上限。
(注3) 国内基準では、その他有価証券の評価益は補完的項目に算入しない。
- ・ 控除項目: 銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額 (保証等外・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

① 標準的手法

- ・ 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- ・ 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- ・ 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル1	バーゼル2
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 (※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式100%、それ以外の上場株200%、非上場株300%)。ただし、04年9月30日以前に保有していた株式については10年間(2014年6月末まで)リスク・ウェイト100%(標準的手法と同じ)を適用。

【オペレーショナル・リスク】:新たにリスク項目(分母)に追加

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

①基礎的手法、②粗利益配分手法又は③先進的計測手法から選択。

(注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証

趣旨:金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

銀行勘定の金利リスク(例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

第3の柱:市場規律の活用

趣旨:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上